越前町ふるさと納税の返礼品（かに）の表示に関する弊社の見解について

令和8年11月13日
株式会社さちふる

本日までに、弊社が中間事業者として受託する越前町のふるさと納税の返礼品のうち、一部の「かに」の商品について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「ＧＩ法」といいます。）に基づき保護を受ける「越前がに」の表示が不適切であったことが明らかになっております。

本件につきましては、越前町および関係機関による調査と国への報告が続いていたことから、これまで個別のご説明を控えてまいりました。一部の報道等において弊社に関する記載がございますことから、現時点で弊社として申し上げられることをお知らせいたします。

1．弊社代表者の発言に関する報道について

一部の報道等において、不適切と指摘を受けた返礼品の掲載内容に関し、弊社代表者が「越前がにと謳った方が良く売れる」と述べたとされておりますが、弊社代表者がそのような発言をした事実はございません。

2．弊社の掲載業務について

弊社は、返礼品の掲載にあたり、提供事業者からの申請に基づき、提供事業者および越前町の確認を経て掲載しております。また、弊社が掲載業務を受託しているのは、越前町が返礼品を掲載しているポータルサイトのうち、一部のサイトでございます。

3．今後について

弊社といたしましては、越前町および関係機関の求めに応じ、事実関係の確認に引き続き協力し、表示を変更する際の確認と記録の方法を、越前町と協議しながら見直してまいります。なお、寄附者の皆さまへのご連絡は、越前町から順次行われております。

以上の通り、事実関係をご報告申し上げます。今後も新たにお知らせすべき事項が生じた場合には、改めてご報告いたしますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。